

ごみの出し方

ごみは収集日当日の午前8時45分までに出示してください。
前日の夜や収集した後にごみを出さないでください。

「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」を出す基本

●「指定ごみ袋」に入れて出示してください

指定ごみ袋は、市内スーパー・コンビニなどで1枚から購入できます。指定ごみ袋以外で出されたごみや分別されていないごみは、収集しません。

種 類	1枚	1袋(5枚入り)
5リットル袋 縦 30cm (持ち手除く) 横 19cm、奥行 12cm	15円	75円
10リットル袋 縦 36cm (持ち手除く) 横 26cm、奥行 14cm	30円	150円
20リットル袋 縦 47cm (持ち手除く) 横 36cm、奥行 16cm	60円	300円
30リットル袋 縦 61cm (持ち手除く) 横 37cm、奥行 17cm	90円	450円
40リットル袋 縦 64cm (持ち手除く) 横 46cm、奥行 18cm	120円	600円



ごみの正しい出し方

- 「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分別し、指定ごみ袋に入れて、口を結んで出示してください。
- 図のように指定ごみ袋から、ごみがはみ出さないように結んでください。



- ① ごみ袋の中身がこぼれない（はみ出さない）ように、口を結んでください。
- ② 袋が裂けた場合は、テープなどで補修してください。
- ③ 見られたくないごみは、紙などで包むか、他の袋に入れてから指定ごみ袋に入れてください。
- ④ 「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の指定ごみ袋は共通です。袋のチェック欄は、各家庭でご利用ください。（チェックが付いていなくても収集します）
- ⑤ 交換・払い戻しはできません。

長さが1m以下で指定ごみ袋に入らないもの

●「指定ごみ処理券」を貼って出示してください

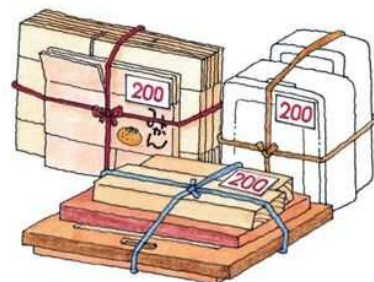
- ① 品目1個ごとにしやすい場所に直接貼ってください。
- ② ごみ処理券の代わりに指定ごみ袋（有料）を貼ることはできません。
- ③ 段ボールや衣装ケースなどの箱や袋類にごみを入れ、ごみ処理券を貼って出すことはできません。
- ④ 破れたごみ処理券は使用できません。
- ⑤ 大型ごみ処理シールはごみ処理券の代わりに使えません。
- ⑥ ごみ処理券には再使用防止のため、切れ目が入っています。

区 分	金 額	処理券
長さまたは直径が、50cm以下のもの（枝木・廃木材を除く）	100円	
長さが1m以下、直径が10cm以下の枝木・廃木材など（束のサイズ（直径）50cm、長さ1m以下）		
長さまたは直径が、50cmを超え1m以下のもの（枝木・廃木材などを除く）	200円	

※大型ごみ処理シールと間違えないようご注意ください。払い戻しはできません。

ごみの出し方ワンポイントアドバイス

- ごみ処理券は1個ごとに貼るのが原則ですが、特定の種類のものについては、複数の品物を束ねて出すことができます。
⇒束の作り方・出し方は8～9ページをご覧ください。
- 長さが1mを超えるなどの「大型ごみ」の出し方は14～15ページをご覧ください。



排出ルールを守りましょう

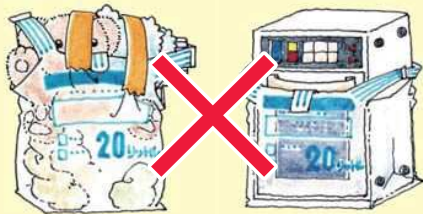
「分別がされていない」、「収集日が違う」など排出ルールが守られていないものには「残置シール」を貼り、ごみステーションに置いていきます。

自分の出したものに「残置シール」が貼られていたら、一度持ち帰り、正しく分別し、正しい収集日に出し直しましょう。

注意点

例 1

指定ごみ袋からはみ出さないようにしましょう。
※はみ出しているものは、収集できません。



例 2

ごみを入れて出すことができるのは、「指定ごみ袋」だけです（段ボール箱、衣装ケース、発泡スチロール、他の袋などに、ごみ処理券を貼って出すことはできません。



収集できません

月 日 :

- ☐ (燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物・危険ごみ・ペットボトル)の日に出してください。
- ☐ 市の指定ごみ袋に入れてください。 ☐ 袋からはみ出しています。
- ☐ 品目ごとに別々の袋で出してください。 ☐ 中身を取り除いてください。(中のごみは一緒に出せません)
- ☐ 正しく分別されていません。(燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物・危険ごみ) 等が混ざっています。
- ☐ 中身が見えない袋・厚い袋などは使用できません。
- ☐ 中身が確認できない袋・厚い袋などは使用できません。
- ☐ 差額シール不足です。不足分の差額シールを貼付してください。
- ☐ 大型ごみに依頼してください。(大型ごみ受付センター ☎ 380-6000)
- ☐ 市では処理できないごみです。 ☐ 市が収集する資源物ではありません。

出し直す際は、中身を確認し、正しく分別を行ったうえで

このシールに X 印を付けてお出ください。

【お問い合わせ先】 ごみの出し方相談ダイヤル ☎ 384-5600

残置シール

ごみの出し方Q&A

Q. リチウムイオン電池やバッテリーが内蔵された小型家電製品はどのように出したらいいですか？

A. リチウムイオン電池やバッテリーは、発熱・発火のおそれがあります。これらが燃やせるごみ・燃やせないごみに混ざると、収集車両やごみ処理施設の火災事故につながり、大変危険です。

リチウムイオン電池やバッテリーはできるかぎり取り外し、リチウムイオン電池・バッテリーは危険ごみ、小型家電製品本体は燃やせないごみに出してください。

リチウムイオン電池・バッテリーを取り外せない小型家電製品は、指定ごみ袋に「バッテリー付き」と貼紙をして燃やせないごみの日に出してください。



発火したバッテリー



リチウムイオン電池



ごみの出し方一覧
P4・P5

燃やせるごみ
燃やせないごみ
P6・P7

燃やせるごみの束
燃やせないごみの束
P8・P9

資源物・危険ごみの出し方
P10・P11

各種団体のリサイクル活動
民間による回収
P12・P13

大型ごみの出し方
P14・P15

市で収集・処理しないごみ
P16・P17

市からのお願い
P18

環境クリーンセンター
P19

ごみ分別辞典
P20・P27

民間によるリサイクル
P28